

大阪府国民保護計画の変更について

平成29年8月

大 阪 府

大阪府国民保護計画 新旧対照表

目次（第1編 第4章 第3節 目次iiiページ）

変 更 後	変 更 前
第3節 人口分布 1 常住人口 2 昼間人口 <u>3 在留外国人数</u>	第3節 人口分布 1 常住人口 2 昼間人口 <u>3 外国人登録者数</u>

目次（第2編 第3章 第2節 目次viページ）

変 更 後	変 更 前
[前略] 4 個人情報の保護等への配慮 <u>5 安否情報システムの利用</u>	[前略] 4 個人情報の保護等への配慮

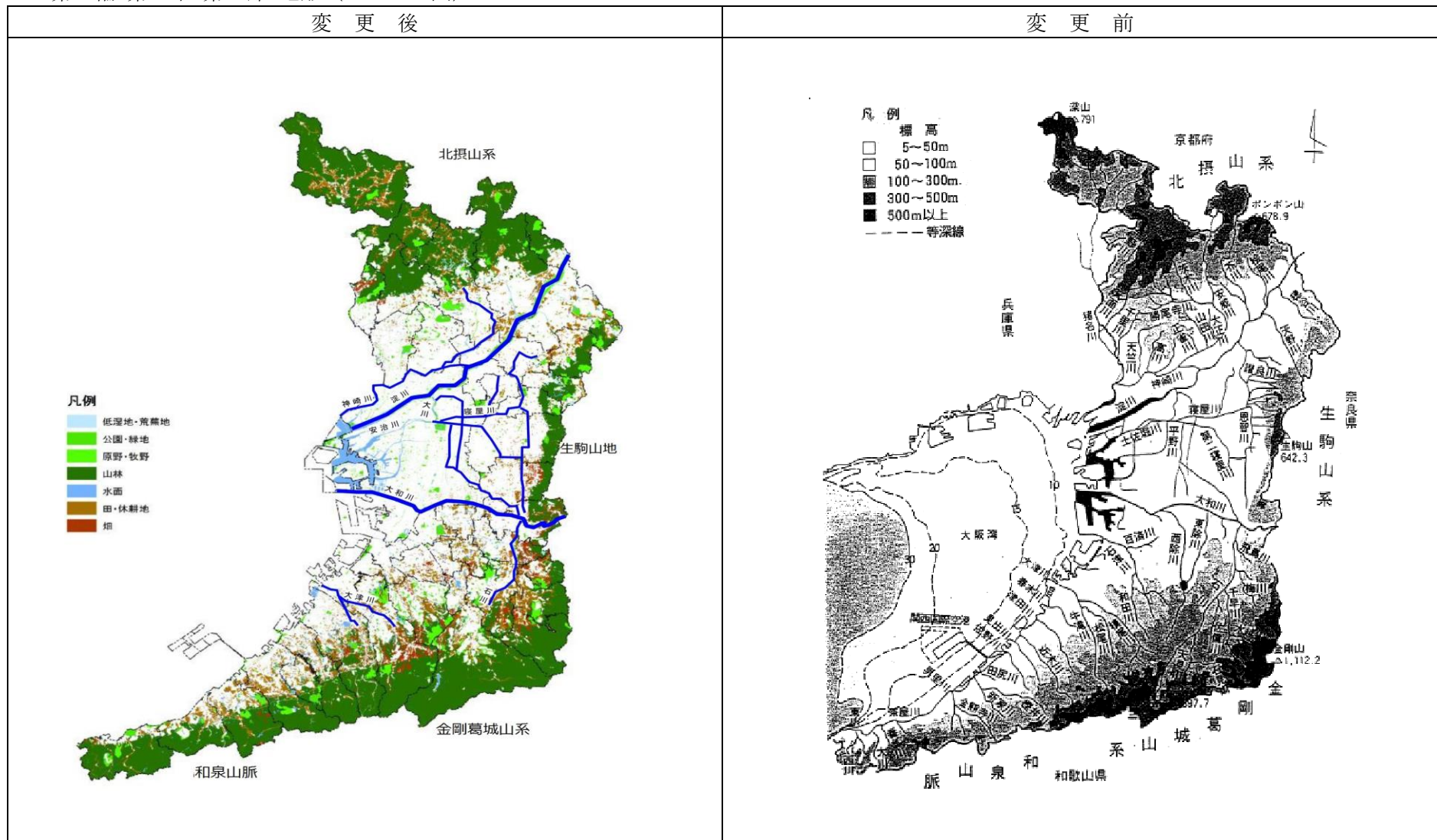
第1編 第1章 第4節 1 国民保護計画の策定の流れ(6ページ)

変更後	変更前
<p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針」(以下、「国民保護基本指針」という。)を国が作成し、これに基づいて、都道府県知事は、「国民保護計画」を策定する。この国民保護基本指針には、国民保護措置等の実施に関する基本的方針や計画を策定する際の基準事項が規定されており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>[後略]</p>	<p>1 国民保護計画の策定の流れ</p> <p>国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。</p> <p>国民保護法では、計画策定のガイドラインとなる「国民の保護に関する基本指針(以下、「国民保護基本指針」という。)を国が作成し、これに基づいて、都道府県知事は、「国民保護計画」を策定する。この国民保護基本指針には、国民保護措置等の実施に関する基本的方針や計画を策定する際の基準事項が規定されており、平成17年3月に閣議決定された。</p> <p>[後略]</p>

第1編 第1章 第1節 地形(21ページ)

変更後	変更前
<p>第1節 地形</p> <p>大阪府は、西側南半分は大阪湾に面し、西側北半分は兵庫県、北側は京都府、東側は生駒、葛城の両山地をへだてて奈良県及び南側は和泉山脈を境として和歌山県とそれぞれ隣接しており、わが国のほぼ中央部に位置している。</p> <p>面積は、<u>1,905.14平方キロ</u>で、国土面積約38万平方キロの0.5%となっている。</p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>第1節 地形</p> <p>大阪府は、西側南半分は大阪湾に面し、西側北半分は兵庫県、北側は京都府、東側は生駒、葛城の両山地をへだてて奈良県及び南側は和泉山脈を境として和歌山県とそれぞれ隣接しており、わが国のほぼ中央部に位置している。</p> <p>面積は、<u>1,897.72平方キロ</u>で、国土面積約38万平方キロの0.5%となっている。</p> <p><u>本府を地形別に見ると、山地29.5%、丘陵22.0%、台地20.6%、低地27.9%である。</u></p>

第1編 第1章 第1節 地形 (23ページ図)

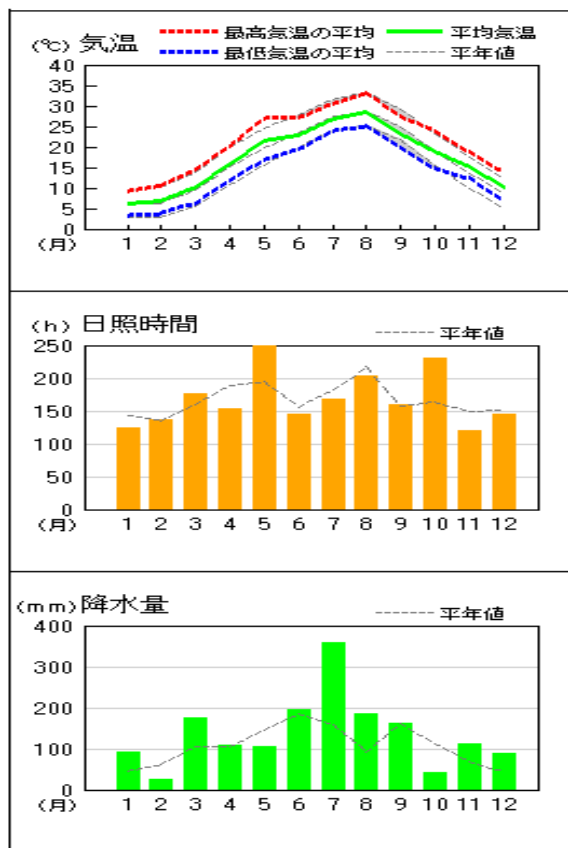


第1編 第4章 第2節 気候 (23～24ページ)

変更後	変更前
<p>第2節 気候</p> <p>大阪府の気象は、山岳と海洋の影響を受け、年平均気温は海岸地帯がもっとも高く、摂氏<u>17度</u>を記録している。平野地帯では<u>16度内外</u>、山麓地帯では<u>13度台</u>、山岳地帯では11度台である。</p> <p>また、大阪府は、西日本でも比較的雨量の少ない部に属し、年平均分布状況をみると、平地で<u>1,150～1,350ミリメートル</u>、山間部に至るにしたがって次第に増加し、1,400～1,500ミリメートルとなり、最も多い豊能郡北部でも1,600ミリメートル程度で、府下を通じて地域変化はあまり大きくない。時期的には、6月下旬を中心とする梅雨、9月下旬を中心とする台風時に集中して降る傾向がある。</p> <p>風の影響は、海岸地帯を除き比較的少ない。風向は、おおむね春、秋には北ないし北東から、夏、冬には西ないし、南西からの度合いが大きい。</p>	<p>第2節 気候</p> <p>大阪府の気象は、山岳と海洋の影響を受け、年平均気温は海岸地帯がもっとも高く、摂氏<u>16度内外</u>を記録している。平野地帯では<u>15度台</u>、山麓地帯では<u>13度内外</u>、山岳地帯では11度台である。</p> <p>また、大阪府は、西日本でも比較的雨量の少ない部に属し、年平均分布状況をみると、平地で<u>1,200～1,300ミリメートル</u>、山間部に至るにしたがって次第に増加し、1,400～1,500ミリメートルとなり、最も多い豊能郡北部でも1,600ミリメートル程度で、府下を通じて地域変化はあまり大きくない。時期的には、6月下旬を中心とする梅雨、9月下旬を中心とする台風時に集中して降る傾向がある。</p> <p>風の影響は、海岸地帯を除き比較的少ない。風向は、おおむね春、秋には北ないし北東から、夏、冬には西ないし、南西からの度合いが大きい。</p>

変更後

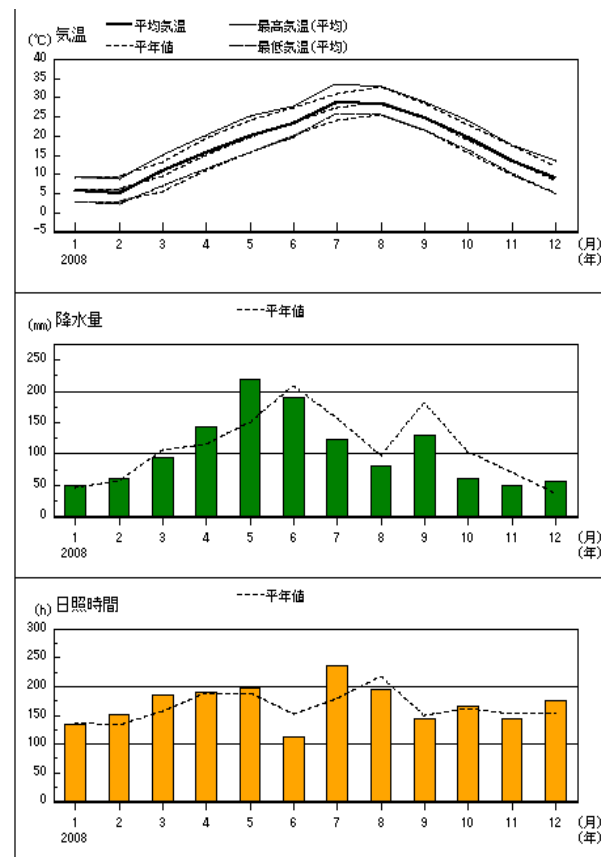
大阪の気象経過図 (平成27年1月~12月)



大阪管区気象台「大阪府の気象 平成27年年報」より

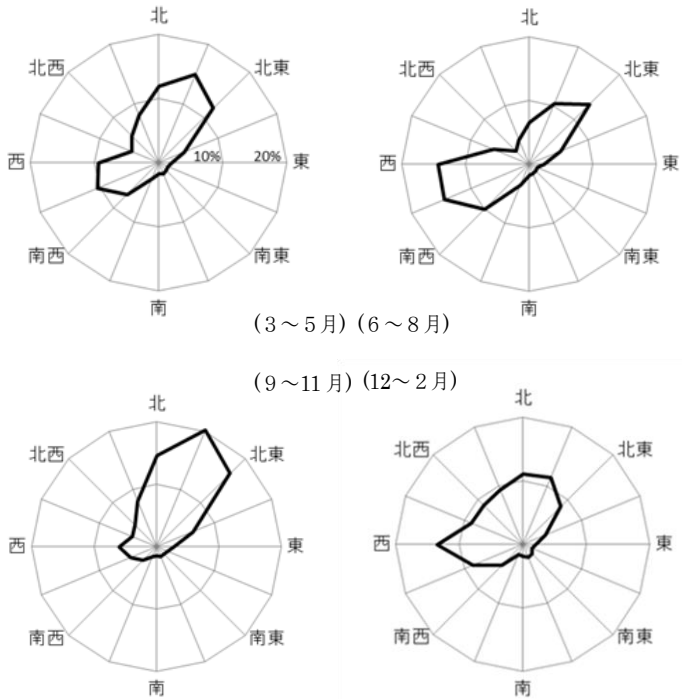
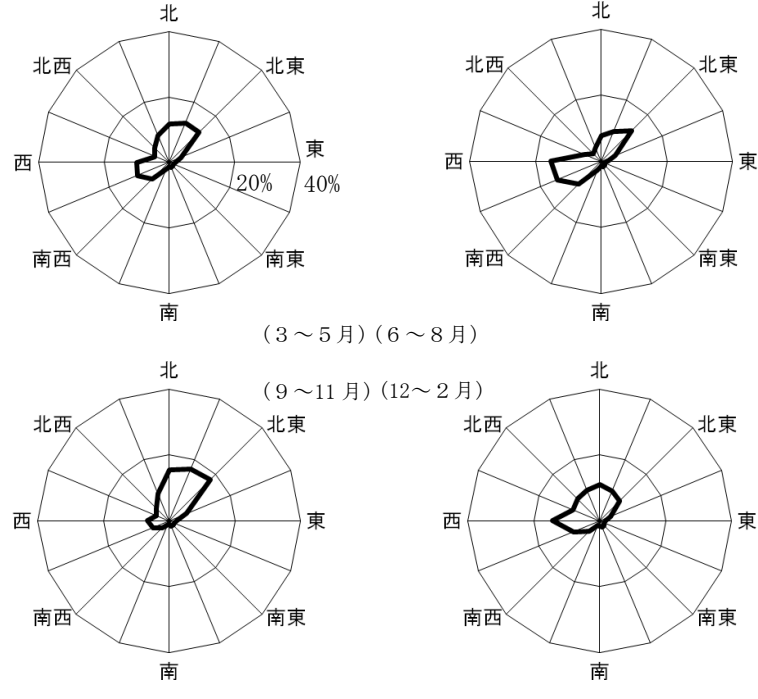
変更前

大阪の気象経過図 (2010年1月~12月)



大阪管区気象台「大阪府の気象 平成22年年報」より

第1編 第4章 第2節 風向の出現率 (26ページ)

変更後	変更前
<p data-bbox="277 379 674 411">風向の出現率(平成19～28年)</p>  <p data-bbox="421 1214 779 1246">資料提供：大阪管区気象台</p>	<p data-bbox="1196 363 1592 395">風向の出現率(平成12～22年)</p>  <p data-bbox="1406 1206 1765 1238">資料提供：大阪管区気象台</p>

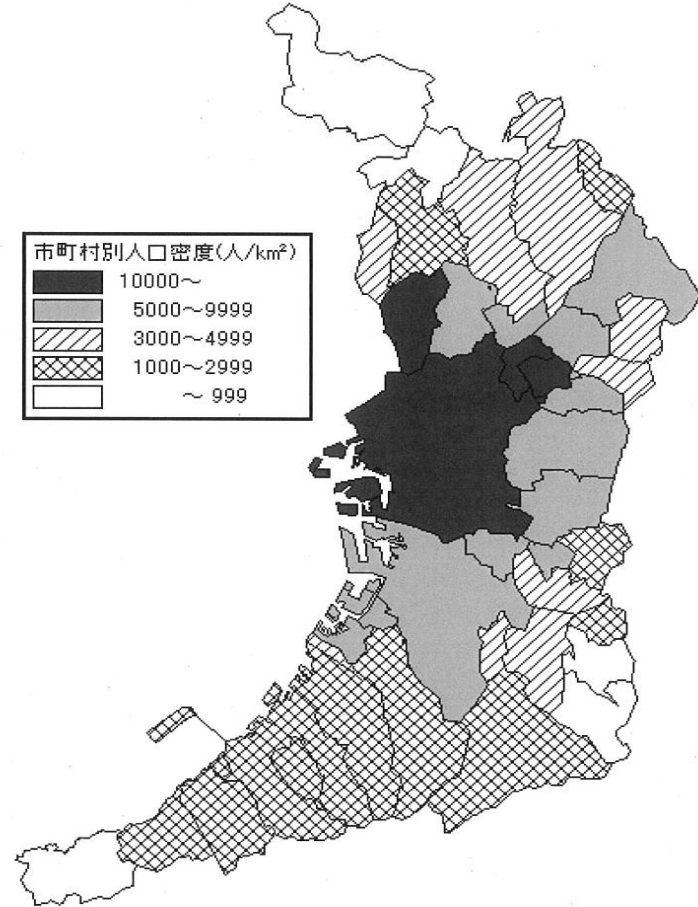
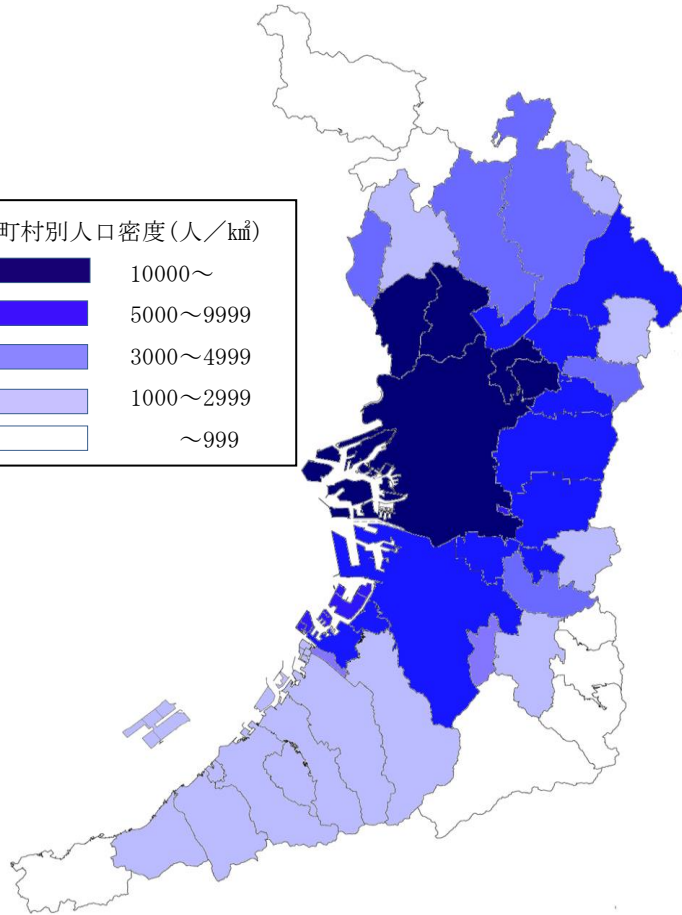
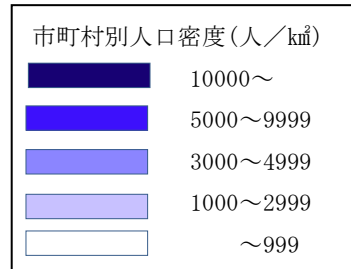
第1編 第4章 第3節 1 常住人口 (26～27ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>1 常住人口</p> <p>大阪府の人口(平成27年10月1日現在)は<u>883万9,469人</u>で、平成27年国勢調査の大阪府の人口を8地域別にみると、最も多いのは大阪市地域の<u>269万1,185人</u>で、総人口の<u>30.4%</u>を占めており、次いで<u>泉北地域</u>が<u>117万5,143人</u>で<u>13.3%</u>、<u>北河内地域</u>が<u>116万4,015人</u>で<u>13.2%</u>となっている。一方、最も少ないのは泉南地域の<u>57万75人</u>、<u>6.4%</u>となっている。</p> <p>人口密度は、平成27年10月1日現在、一平方キロあたり<u>4,640人</u>で、市町村別にみて人口密度が1万人を超えるのは、大阪市、守口市、豊中市、<u>吹田市</u>、<u>門真市</u>の<u>5市</u>であり、大阪市を中心とした周辺都市の過密化現象が顕著にあらわれている。国勢調査による人口集中地区(D I D:市町村の区域内で、人口密度の高い調査区(4,000人/km²以上)が互いに隣接し、その人口が5,000人以上となる地域)、平成27年の面積は約<u>906km²</u>で、府域の約48%を占めるに至っている。 〔後略〕</p>	<p>1 常住人口</p> <p>大阪府の人口(平成22年10月1日現在)は<u>886万5245人</u>で、平成22年国勢調査の大阪府の人口を8地域別にみると、最も多いのは大阪市地域の<u>266万5314人</u>で、総人口の<u>30.1%</u>を占めており、次いで<u>北河内地域</u>が<u>118万5935人</u>で<u>13.4%</u>、<u>泉北地域</u>が<u>118万2223人</u>で<u>13.3%</u>となっている。一方、最も少ないのは泉南地域の<u>58万2261人</u>、<u>6.6%</u>となっている。</p> <p>人口密度は、平成22年10月1日現在、一平方キロあたり<u>4,670人</u>で、市町村別にみて人口密度が1万人を超えるのは、大阪市、守口市、豊中市、門真市の4市であり、大阪市を中心とした周辺都市の過密化現象が顕著にあらわれている。国勢調査による人口集中地区(D I D)(市町村の区域内で、人口密度の高い調査区(4,000人/km²以上)が互いに隣接し、その人口が5,000人以上となる地域)面積は年々増加しており、平成22年の面積は約<u>907k m²</u>で、府域の約48%を占めるに至っている。 〔後略〕</p>

第1編 第4章 第3節 1 常住人口 (28ページ上左図)

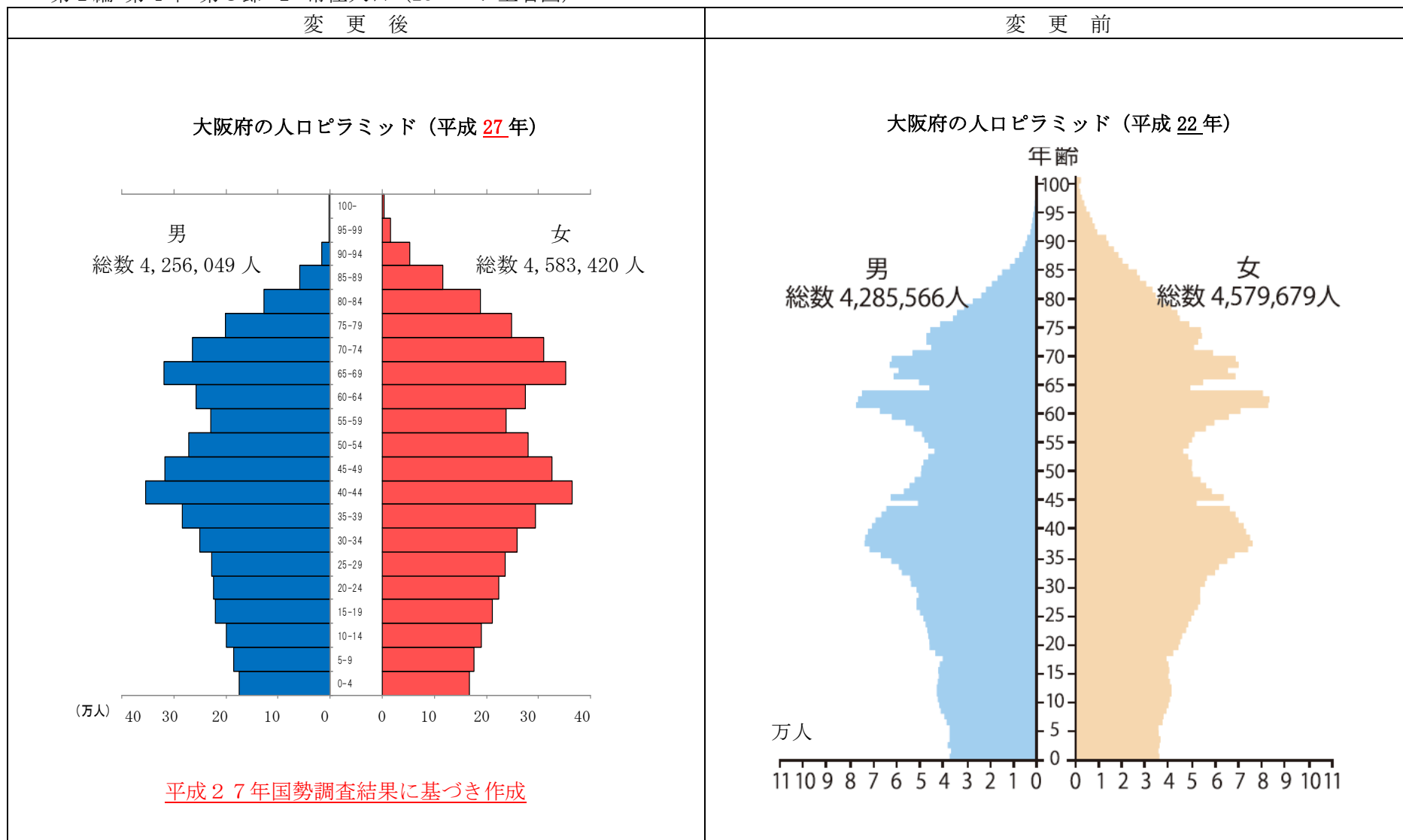
変更後

変更前



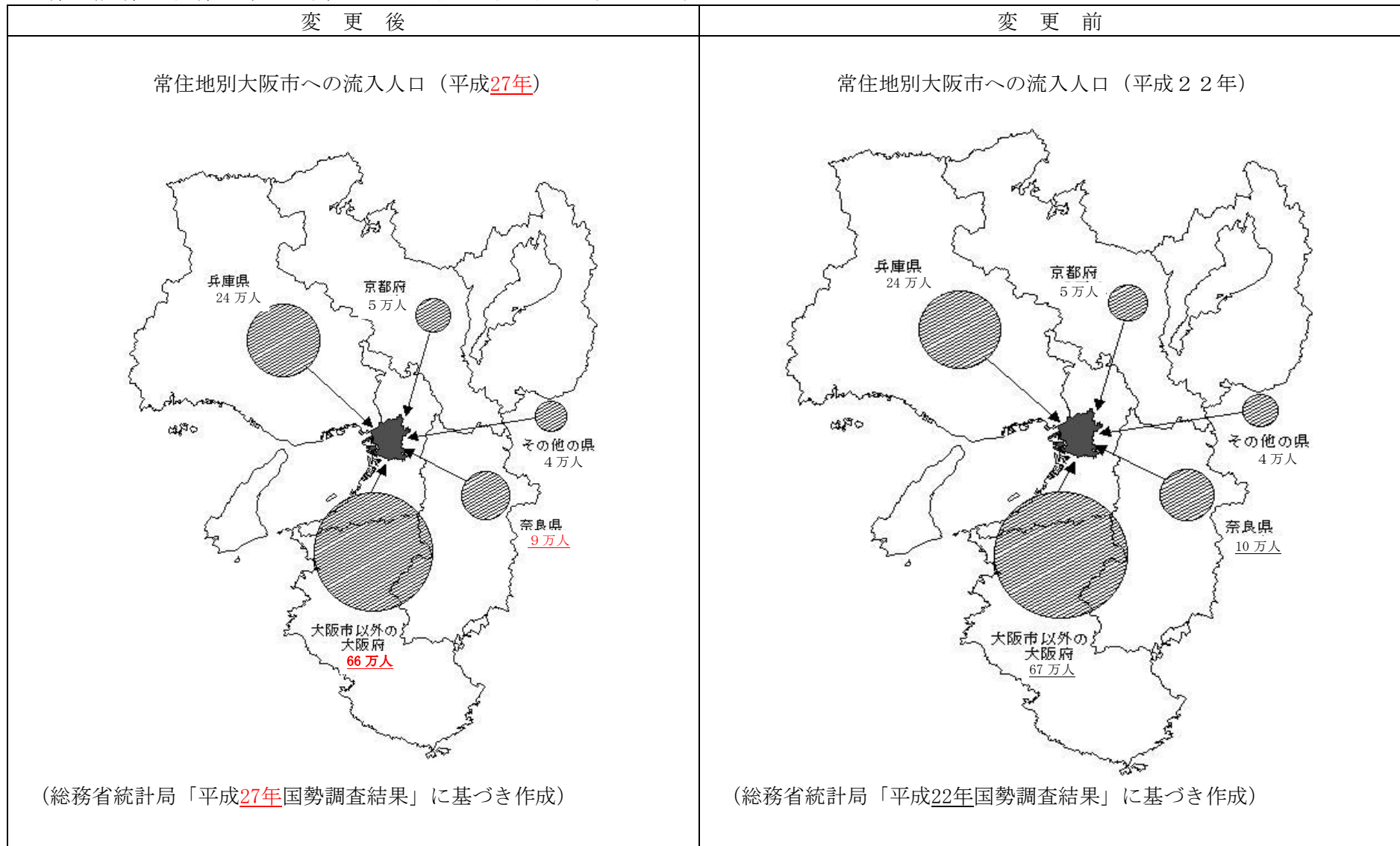
平成27年国勢調査に基づき作成

第1編 第4章 第3節 1 常住人口 (28ページ上右図)



変更後	変更前
<p>2 昼間人口</p> <p>平成<u>27年</u>の大阪府の昼間人口は<u>922万人</u>で、全国の<u>7.3%</u>を占め、東京都 (<u>1,592万人</u>、全国の<u>12.5%</u>) に次いで多い。昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は<u>104.4</u>で、やはり東京都 (<u>117.8</u>) に次いで多い。</p> <p>大阪市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>109万人</u> (大阪市を従業地・通学地とする者の<u>52.4%</u>)、このうち他県からの流入人口は<u>43万人</u> (同20.7%) であり、県別では、兵庫県からの流入が24万人、奈良県からが <u>9万人</u> となっている。</p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>2 昼間人口</p> <p>平成<u>22年</u>の大阪府の昼間人口は<u>928万人</u>で、全国の<u>7.2%</u>を占め、東京都 (<u>1557万人</u>、全国の<u>12.2%</u>) に次いで多い。昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口の割合)は<u>104.7</u>で、やはり東京都 (<u>118.4</u>) に次いで多い。</p> <p>大阪市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>111万人</u> (大阪市を従業地・通学地とする者の<u>51.6%</u>)、このうち他県からの流入人口は<u>44万人</u> (同20.7%) であり、県別では、兵庫県からの流入が24万人、奈良県からが <u>10万人</u> となっている。</p> <p>また、これとは別に、大阪市内へ1日平均約32万人の観光客が訪れると推計されている。</p>

第1編 第4章 第3節 2 常住地別大阪市への流入人口 (29ページ)



第1編 第4章 第3節 3 在留外国人数 (29ページ)

変更後	変更前
<p>3 <u>在留外国人数</u> 大阪府の<u>在留外国人数</u>（平成27年12月31日現在）は、<u>210,148人</u>となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国で、<u>106,368人（50.6%）</u>、次いで中国の<u>52,856人（25.2%）</u>、ベトナムの<u>10,494人（5.0%）</u>、<u>フィリピンの6,853人（3.3%）</u>、<u>朝鮮の5,495人（2.6%）</u>などとなっている。 また、市町村別にみると、大阪市が<u>122,147人（58.1%）</u>と最も多く、次いで東大阪市の<u>16,912人（8.0%）</u>、堺市の<u>12,631人（6.0%）</u>となっている。 ※朝鮮とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す（昭和40年10月26日法務省見解）。 <u>※在留外国人における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めていずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされている。</u></p>	<p>3 <u>外国人登録者数</u> 大阪府の外国人登録者数（平成22年12月31日現在）は、206,951人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・<u>※朝鮮</u>で、<u>126,511人（61.1%）</u>、次いで中国の<u>51,056人（24.6%）</u>、<u>フィリピンの6,081人（2.9%）</u>、<u>ブラジルの3,348人（1.6%）</u>、<u>ベトナムの3,253人（1.6%）</u>などとなっている。 また、市町村別にみると、大阪市が<u>119,847人（57.9%）</u>と最も多く、次いで東大阪市の<u>17,305人（8.4%）</u>、堺市の<u>12,131人（5.9%）</u>となっている。 ※朝鮮とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す（昭和40年10月26日法務省見解）。</p>

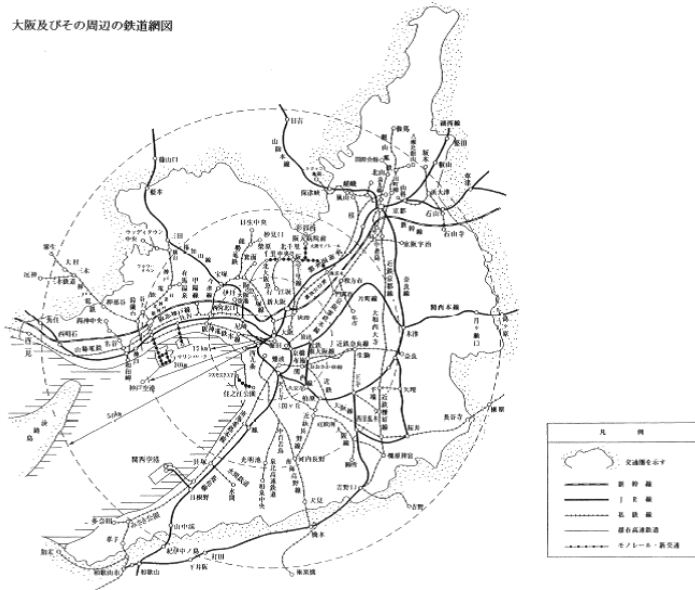
1編 第4章 第4節 3 自動車保有台数 (30ページ)

変更後	変更前
<p>3 <u>自動車保有台数</u> 平成28年<u>5月</u>末現在、府内で<u>約375万4,000台</u>の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車<u>66万4,000台</u>、乗合用自動車1万台、乗用自動車<u>277万3,000台</u>、特殊用途車<u>7万1,000台</u>、二輪車<u>23万5,000台</u>である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>	<p>3 <u>自動車保有台数</u> 平成28年<u>1月</u>末現在、府内で<u>約375万2000台</u>の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車<u>67万台</u>、乗合用自動車1万台、乗用自動車<u>276万5000台</u>、特殊用途車<u>6万9000台</u>、二輪車<u>23万7000台</u>である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>

第1編 第4章 第5節 図 (33ページ)

変更後

大阪及びその周辺の鉄道網図



変更前



1編 第4章 第6節 1 地下街・高層建築物 (34～35ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>1 地下街・高層建築物</p> <p>大阪府には、地下街が大阪市内に<u>10箇所</u>、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、81,818平方メートルあり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の48,344平方メートル、なんばウォークの37,880平方メートル、ホワイティうめだの33,942平方メートルとなっている。</p> <p>また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のアベのハルカス（高さ300メートル）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同256メートル）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（<u>さきしまコスモタワー 同256メートル</u>）などがある。</p>	<p>1 地下街・高層建築物</p> <p>大阪府には、地下街が大阪市内に<u>9箇所</u>、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、81,818平方メートルあり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の48,344平方メートル、なんばウォークの37,880平方メートル、ホワイティうめだの33,942平方メートルとなっている。</p> <p>また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のアベのハルカス（高さ300メートル）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同256メートル）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎 <u>〔旧大阪ワールドトレードセンタービルディング 同256メートル〕</u> などがある。</p>

第2編 第1章 第2節 1(1)ア 対策本部の組織 (54ページ)

変 更 後	変 更 前												
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副知事（3名）、危機管理監</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td>政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<u>IR推進局長</u>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長、</td> </tr> </table>	本部長	知事	副本部長	副知事（3名）、危機管理監	本 部 員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、 <u>IR推進局長</u> 、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長、	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副本部長</td> <td>副知事（3名）、危機管理監</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td>政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長</td> </tr> </table>	本部長	知事	副本部長	副知事（3名）、危機管理監	本 部 員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長
本部長	知事												
副本部長	副知事（3名）、危機管理監												
本 部 員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、 <u>IR推進局長</u> 、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長、												
本部長	知事												
副本部長	副知事（3名）、危機管理監												
本 部 員	政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長												

第2編 第1章 第2節 3(1) 指令部の組織 (59ページ)

変更後		変更前	
部長	危機管理監	部長	危機管理監
副部長	危機管理室長	副部長	危機管理室長
部員	政策企画総務課長、報道監、防災企画課長、 災害対策課長、消防保安課長、法務課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、府民文化総務課長、 <u>IR推進企画課長</u> 、 福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、 教育庁教育総務企画課長、	政策企画総務課長、報道監、防災企画課長、 災害対策課長、消防保安課長、法務課長、財政課長、人事課長、 庁舎管理課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、 健康医療総務課長、医療対策課長、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、 教育庁教育総務企画課長	

第1編 第4章 第1節 2(3)イ(ア)NBC攻撃を受けた場合の医療活動 (95ページ)

変更後	変更前
<p>(ア)NBC攻撃を受けた場合の医療活動</p> <p>a 被ばく医療に係る医療チームの派遣 内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、<u>量子科学技術研究開発機構</u>、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地派遣するとされている。</p> <p>b 被ばく医療活動の実施 被ばく医療に係る医療チームは、府対策本部のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>また、内閣総理大臣は、厚生労働大臣、文部科学大臣を指揮し、国立病院機構、国立高度専門医療センター及び国立大学病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するとされている。</p> <p>さらに、<u>量子科学技術研究開発機構</u>、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。</p>	<p>(ア)NBC攻撃を受けた場合の医療活動</p> <p>a 被ばく医療に係る医療チームの派遣 内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、<u>放射線医学総合研究所</u>、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地派遣するとされている。</p> <p>b 被ばく医療活動の実施 被ばく医療に係る医療チームは、府対策本部のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>また、内閣総理大臣は、厚生労働大臣、文部科学大臣を指揮し、国立病院機構、国立高度専門医療センター及び国立大学病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するとされている。</p> <p>さらに、<u>放射線医学総合研究所</u>、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設及び国立大学病院は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。</p>

第2編 第3章 第2節 安否情報の収集・提供 (102ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>5 安否情報システムの利用</p> <p>府及び市町村は、安否情報の収集・提供を<u>行う</u>場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的安否情報の収集・提供を行うものとする。</p>	<p>5 安否情報システムの利用</p> <p>府及び市町村は、安否情報の収集・提供を<u>行なう</u>場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的安否情報の収集・提供を行うものとする。</p>

第2編 第4章 第3節 2(2) 対象物質と措置内容 (112ページ表) 中

変 更 後						変 更 前					
物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置			物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置1	措置2	措置3				措置1	措置2	措置3
⑧	毒薬及び劇薬 【 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	⑧	毒薬及び劇薬 【 <u>薬事法</u> 】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
<p>備考</p> <p>(注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。</p> <p>(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>						<p>備考</p> <p>(注1) ※は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。</p> <p>(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>					

第2編 第4章 第4節 2(3) 汚染物質に関する情報の共有 (117ページ)

変更後	変更前
<p>(3) 汚染物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区保安本部等及び自衛隊の部隊等は汚染物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>大阪健康安全基盤研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p>	<p>(3) 汚染物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区保安本部等及び自衛隊の部隊等は汚染物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>府公衆衛生研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p>

第2編 第4章 第4節 3(2) 汚染原因物質に関する情報の共有 (118ページ)

変更後	変更前
<p>(2) 汚染原因物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>大阪健康安全基盤研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p> <p>なお、保健所、<u>大阪健康安全基盤研究所</u>等の機関は、府域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、府域を越えた連携体制を平素から構築するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 汚染原因物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>府公衆衛生研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p> <p>なお、保健所、<u>府公衆衛生研究所</u>等の機関は、府域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、府域を越えた連携体制を平素から構築するよう努めるものとする。</p>

第2編 第4章 第4節 4(2) 汚染原因物質に関する情報の共有 (119ページ)

変更後	変更前
<p>(2) 原因物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>大阪健康安全基盤研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p>	<p>(2) 原因物質に関する情報の共有</p> <p>消防機関、府警察、第五管区海上保安本部等及び自衛隊の部隊等は、汚染原因物質に関する情報を、府対策本部、保健所、<u>府公衆衛生研究所</u>、医療機関等の関係機関と共有するものとされている。</p>

第2編 第4章 第5節 6 動物の保護等に関する配慮 (123ページ)

変更後	変更前
<p>6 動物の保護等に関する配慮</p> <p>府は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。</p>	<p>6 動物の保護等に関する配慮</p> <p>府は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。</p>

変更後	変更前
<p>第7節 文化財の保護</p> <p>1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等</p> <p>(1) <u>府教育委員会</u>は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>(2) 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>府教育委員会</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>2 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>(1) <u>府教育委員会</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。</p> <p>(2) この場合において、<u>府教育委員会</u>は、当該<u>教育委員会</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。</p>	<p>第7節 文化財の保護</p> <p>1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等</p> <p>(1) <u>府教育庁</u>は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>(2) 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>府教育庁</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>2 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>(1) <u>府教育庁</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。</p> <p>(2) この場合において、<u>府教育庁</u>は、当該<u>教育庁</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。</p>

第2編 第5章 第2節 1 被災児童・生徒等に対する教育 (130ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>1 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>府並びに<u>府教育委員会</u>及び市町村教育委員会は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>府並びに<u>府教育庁</u>及び市町村教育委員会は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。</p>

第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務 (132 ページ)

変 更 後	変 更 前										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">府 民 文 化 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>IR推進局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>	府 民 文 化 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p>	<u>IR推進局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置に関すること</u> 	福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">府 民 文 化 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </table>	府 民 文 化 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p>	福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p>
府 民 文 化 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p>										
<u>IR推進局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民保護措置に関すること</u> 										
福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p>										
府 民 文 化 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 <p style="text-align: right;">等</p>										
福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア ・ 要援護高齢者、障がい者等の避難 <p style="text-align: right;">等</p>										